

議 事 日 程

令和 2 年 1 月 3 1 日

午後 1 時 3 0 分開会

開 会

第 1 会 期 決 定

第 2 会議録署名委員の指名

第 3 前会会議録の承認

第 4 教育長報告及び各課 1 月行事報告

第 5 議 案

第2号議案 島原市文化部活動の在り方に関する方針について

第3号議案 令和元年度有馬スポーツ賞の交付について

第 6 次回定例教育委員会日程

第 7 そ の 他

(1) 報告事項

① 2 月行事予定表

(2) その他

島原市教育委員会

議案集

第2号議案 島原市文化部活動の在り方に関する方針について

第3号議案 令和元年度有馬スポーツ賞の交付について

令和2年1月31日 定例会

第2号議案

島原市文化部活動の在り方に関する方針について

島原市文化部活動の在り方に関する方針について、別紙のとおり策定することについて議決を求める。

令和2年1月31日 提出

島原市教育委員会
教育長 森 本 和 孝

提案理由

令和元年8月の長崎県文化部活動の在り方に関するガイドラインの策定に伴い、平成30年12月文化部活動の在り方に関する総合的なガイドラインに則り、島原市文化部活動の在り方に関する方針を策定しようとするものである。

島原市文化部活動の在り方に関する方針

令和2年 月 日
島原市教育委員会

目 次

■はじめに	…	1
1 <u>文化部</u> 活動の方針策定の趣旨等	…	2
2 適切な運営のための体制整備	…	3
(1) 学校の <u>文化部</u> 活動に係る活動方針の策定等		
(2) 指導・運営に係る体制の構築		
3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組	…	5
(1) 適切な指導の実施		
4 適切な休養日及び活動時間等の設定	…	6
(1) 休養日		
(2) 活動時間		
(3) 支援・指導、実施の徹底等		
5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備	…	7
(1) 生徒のニーズを踏まえた <u>文化部</u> の設置		
(2) 地域との連携等		
6 学校単位で参加する大会等の見直し	…	8
■終わりに	…	9

■はじめに

学校の文化部活動は、学校教育活動の一環として行われ、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成するだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めたりするなど、生徒の多様な学びの機会であり、部活動の様子の観察を通じて生徒の状況理解等ができる大変有意義な教育活動である。

本市では、噴火災害復興の体験から学んだ「^{いのち}生命・きずな・感謝の心」の精神を引き継ぎ、郷土に誇りをもち、国を愛する心を育てるとともに、心豊かでたくましく生きる子どもたちの育成を図ることを教育の基盤としている。

本市の中学生は、文化部活動に積極的に取り組む生徒も多く、吹奏楽コンクール等の様々な場面で活躍する姿は、多くの市民に感動をあたえてきた。

文化部活動においては、生徒たちが仲間と協力して日々の活動に励み、成果を上げるために目標に向かって努力を重ねる貴重な学びの場であり、中学生の健全な育成や心身の発達に大きな役割を果たしている。

しかしながら、いかなる部活動においても、長時間の活動は精神的・体力的な負担を伴い、また望ましい生活習慣の確立の観点からも課題があるものであり、生徒の自主的、自発的な参加となるよう生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や活動形態を適切に設定するなど、生徒のバランスのとれた生活と成長に配慮し、一定の休息をとりながら進めることが求められている。

これらのことから、文化部活動が生徒の自主的、自発的参加により行われ、地域や学校、分野、活動目的等の実態に応じて、多様な形で最適に実施されるよう、抜本的な改革に取り組む必要がある。

そこで、島原市教育委員会では、持続可能な文化部活動が生徒の発達段階に応じて適切に実施されるよう、「島原市文化部活動の在り方に関する方針」を策定した。

1 文化部活動の方針策定の趣旨等

(1) 「島原市文化部活動の在り方に関する方針」(以下、「本方針」という。)は、島原市立中学校(以下「中学校」という。)の文化部活動を対象とし、中学生にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、文化部活動が以下の点を重視して、本市の地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

ア 「生徒のバランスのとれた生活と成長の確保」「障害・外傷の予防」のほか、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむ基礎を形成するためにも、分野や活動目的等の特性を踏まえつつ、文化部活動において適切な休養日及び活動時間を設定すること。

イ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒が生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。

ウ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。

エ 学校全体として文化部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

(2) 島原市教育委員会は、国のガイドラインに則り、「長崎県文化部活動の在り方に関するガイドライン」を参考として、持続可能な文化部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。

(3) 島原市教育委員会は、設置する中学校に対して、本方針に基づく文化部活動改革の取組状況について、指導・助言を行う。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 学校の文化部活動に係る活動方針の策定等

- ア 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の文化部活動に係る活動方針」を策定する。
- イ 校長は、「学校の文化部活動に係る活動方針」及び各文化部活動の「活動計画」等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- ウ 文化部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
- エ 校長及び文化部顧問は、生徒及び保護者に対して「活動方針」「年間の活動計画」等について周知する。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- ア 校長は、生徒や教師の数、外部指導者の配置状況、指導内容の充実、生徒の安全の確保、学校や地域の実態を踏まえ、円滑に文化部活動を実施できるよう、適正な数の文化部を設置する。
- イ 島原市教育委員会は、各学校の生徒や教師の数、外部指導者の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員の任用と学校への配置について検討する。
なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。
- ウ 校長は、文化部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、外部指導者の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各文化部の活動内容を把握し、生徒が安全に芸術文化等の活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 島原市教育委員会は、文化部活動の指導者（顧問、部活動指導員や外部指導者等）を対象とする指導に係る知識及び実技の質の向上、並びに学校の管理職を対象とする文化部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

その際、学校全体で文化部活動に関する研修を学校代表者が受講して校内で情報を共有するなど、文化部顧問が適切な部活動運営に関する知識や方法の習得ができるよう配慮する。

カ 島原市教育委員会及び校長は、教師の文化部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日 文部科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号、平成 30 年 4 月 16 日付け 30 教高第 20 号、平成 30 年 5 月 29 日付け 30 教義第 122 号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

3 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

(1) 適切な指導の実施

ア 校長及び文化部活動の指導者は、文化部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

島原市教育委員会は、中学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 校長及び文化部活動の指導者は、気象庁の高温注意情報が発せられるなど、生徒の熱中症事故防止等に特段の配慮が必要な場合は、学校に設置してある熱中症計を活用して状況を把握し、躊躇せず活動内容の変更、活動時間の短縮や時間帯の変更、活動を中止とするなど、万全の対策を行う。

また、島原市教育委員会及び校長は、高温や多湿時に、やむを得ない事情により開催される大会等や地域の行事、催し等が予定されている場合には、大会の延期や見直し等、柔軟な対応を行う。また、関係団体と連携し、こまめな水分・塩分の補給や休憩の取得、観賞者の軽装や着帽等、生徒の健康管理を徹底する。なお、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底する。

ウ 文化部活動の指導者は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取る必要があること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、文化部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解する。加えて、生徒の芸術文化等の能力向上や生涯を通じて芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能等の向上や大会等での好成績などそれぞれの目標を達成できるよう、分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

その際、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で、適切な指導を行う。

4 適切な休養日及び活動時間等の設定

¹文化活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

(1) 休養日

ア 学期中の休養日は、週当たり2日以上休養日を設ける。

平日：少なくとも1日を休養日とする。

週休日：少なくとも土曜日及び日曜日のいずれか1日を休養日とする。

その他：家庭の日（毎月第3日曜日）は部活動を実施しない日（²ノー一部活動デー）と位置付ける。但し、やむを得ず、週末や家庭の日に大会参加等で活動した文化活動は、翌月曜日や連休最終日を休養日とするなど、休養日を他の日に振り替え、適切に休養日を設定する。

イ 長期休業中の休養日は、学期中に準じた扱いを行う。

ウ その他

生徒が十分な休養を確保し、文化活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

(2) 活動時間

ア 1日の活動時間をできるだけ短時間にし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

平日：長くとも2時間程度

休業日：長くとも3時間程度（学期中の週末を含む）

イ 学校や地域、文化の実情、大会参加等によって活動時間が長くなるような場合は、翌週に休養日を加えるなど、恒常化しないよう見通しを持って活動計画を立て、生徒が休養を十分にとることができるようにする。

¹ スポーツ庁「平成29年度運動部活動等に関する実態調査」によれば、中学校の文化活動の1週間の活動時間が「14時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の42.0%、「21時間を超える」と回答した生徒の割合は全体の21.7%であり、学校の教育活動の中心である教育課程内の活動と比して、部活動の時間がそれに匹敵する程度に長時間になってしまうことは、生徒の負担等の観点から適切ではないと考えられる。こうしたことを踏まえて、「国の文化部ガイドライン」では、1週間当たり長くとも11時間程度となる文化活動の活動時間の基準を定めている。

² ノー一部活動デーとは、学校で「全ての部活動が一斉に活動しない日」、休養日とは、各部が「活動をしない日」として設定した日をいう。

(3) 支援・指導、実施の徹底等

ア 島原市教育委員会は、各学校が策定する「学校の文化部活動に係る活動方針」に関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 校長は、「学校の文化部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、本方針に則り、各文化部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各文化部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 校長は、休養日及び活動時間等の設定について、生徒の文化部活動に対する意欲の向上にも配慮し、地域や学校の実態を踏まえ、定期試験前後の一定期間のほか、文化部共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めるなど工夫する。

5 生徒のニーズを踏まえた環境の整備

(1) 生徒のニーズを踏まえた文化部の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、現在の文化部活動が、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様な潜在的なニーズに必ずしも応えられていないことを踏まえ、技能等の向上や大会等での好成績以外にも、友達と楽しめる、適度な頻度で行える等、生徒が参加しやすいような多様なレベルや生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる文化部設置を検討する。

イ 島原市教育委員会は、少子化に伴い、単一の学校では特定の文化部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加する等、合同部活動等の取組を検討する。

(2) 地域との連携等

ア 島原市教育委員会及び校長は、家庭の経済状況にかかわらず、生徒が芸術文化等の活動に親しむ機会を充実する観点から、学校や地域の実態に応じて、地域の人々の協力や体育館、公民館などの社会教育施設、文化会館等の文化施設の活用や芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における持続可能な芸術文化等の活動のための環境整備を進める。

イ 島原市教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒が芸術文化等に親しめる場所が確保できるよう、学校施設の開放を推進する。

ウ 島原市教育委員会及び校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、芸術文化等の活動に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

6 学校単位で参加する大会等の見直し

ア 島原市教育委員会は、関係団体と連携して、学校の文化部が参加する大会等や地域からの要請により参加する地域の行事、催し等の全体像を把握し、週末等に開催される様々な大会や地域の行事、催し等に参加することが、生徒や文化部活動の指導者の過度な負担とならないよう、大会等や地域の行事、催し等の統廃合等や簡素化を主催者に要請する。

イ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や文化部活動の指導者の負担が過度とならないよう、以下のことを考慮して、参加する大会等や地域の行事、催し等を精査する。

○中学校文化連盟が主催する大会への参加を基準とする。

・中学校文化連盟 2回（県中学校総合文化祭等）

○その他の大会等や地域の行事、催し等への参加については、異なる大会等や地域の行事、催し等への参加が連続週にわたることがないように精査する。

■終わりに

- 文化部活動の指導に当たっては、「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別すること」について再認識し、平成 25 年 5 月、長崎県教育委員会が策定したガイドライン「体罰の根絶に向けて－指導力のさらなる向上を図るために－」の内容を遵守する。
- 芸術文化等の各分野の関係団体等は、各分野の普及の観点からも、本方針を踏まえ、文化部活動や地域における芸術文化等の活動が適切に行われるよう協力をお願いしたい。
- 本方針では、子供たちが生涯にわたって芸術文化等の活動に親しむことを第一に目指し、望ましい生活習慣の確立の観点から休養日や活動時間の基準を設定した。この基準を踏まえた活動は、生徒のバランスのとれた生活や成長にも結びつき、本市の芸術文化等の活動の活性化にもつながるものとする。島原市教育委員会は、中学校における文化部活動が、地域や学校の実情、分野や活動目的、生徒のニーズに応じた多様な形で最適な活動となるよう、本方針の着実な実施を図る。

第 3 号議案

令和元年度有馬スポーツ賞の交付について

令和元年度（第 39 回）有馬スポーツ賞を別紙の者に交付することについて、承認を求める。

令和 2 年 1 月 31 日 提出

島原市教育委員会
教育長 森本 和孝

提案理由

島原市スポーツ振興基金条例第 4 条第 1 号の規定により、令和元年度有馬スポーツ賞を交付しようとするものである。

(参考)

島原市スポーツ振興基金条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、島原市スポーツ振興基金条例(昭和56年島原市条例第9号)第4条の規定により、スポーツ賞及び奨励金の交付に関して必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 交付の対象は、島原市小中学校児童・生徒とする。

(交付の種類)

第3条 交付の種類は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 有馬スポーツ賞 当該年度においてスポーツの優秀な成績をおさめたもの
- (2) スポーツ奨励金 全国大会、九州大会に県代表として出場するもの

(表彰)

第4条 表彰は、島原市教育委員会が行う。

2 表彰は、表彰状及び記念品を授与して行う。

(交付の基準)

第5条 交付の具体的基準その他必要な事項は、別に定める。

スポーツ賞及び奨励金交付要領

島原市スポーツ振興基金条例施行規則第5条の規定による交付の具体的基準その他必要な事項について次のとおり定める。

有馬スポーツ賞は、小学4年生以上(団体競技においては、チーム編成上必要な場合はこの限りでない。)のスポーツマンシップに反しない児童生徒で、次のいずれかに該当するものに交付することができる。

- (1) 全国大会に出場したもの。ただし、県予選を行わずに出場したものについては、この限りでない。
- (2) 九州大会で3位以内に入賞したもの。ただし、県予選等を行わずに出場したものについては、この限りでない。
- (3) 県大会で優勝したもの。ただし、市予選を行わずに出場したものについては、この限りでない。
- (4) 市小体連・市中体連及び市内各種競技大会の陸上競技・水泳競技等において、大会新記録(1位のみ)を出したもの。ただし、中学生については、県大会3位以上の記録に相当するものとする。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市・県等の予選が行われない大会に出場したもの又は県選抜等で出場したものについては、次のとおりとする。
 - ① 全国大会3位以内に入賞したもの
 - ② 西日本地域に準ずる大会2位以内に入賞したもの
 - ③ 九州大会で優勝したもの
 - ④ 県大会(県内全域を対象とした権威ある大会)で優勝したもの
- (6) その他特に表彰に値すると認められるもの

島原市教育委員会

報 告 事 項

- 行事報告
- 行事予定表

令和2年1月31日 定例会

教育委員会 2月定例会 報告事項

[1月]

(教育総務課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
3	金	島原市成人式	13:30	島原文化会館	教育委員、教育長、教育次長、各課長他
5	土	商工会議所新年祝賀交換会	18:00	シーサイド島原	教育長
6	月	仕事始め式	8:30	本庁4階会議室	教育長、教育次長、各課長
6	月	消防出初式	9:10	島原文化会館 他	教育長、教育次長、各課長他
7	火	教育文化振興事業団・学校給食会新年あいさつ	10:00	教育長室	教育長、教育次長、各課長
7	火	1月定例教育委員会	13:30	有明庁舎1階相談室	教育委員、教育長、教育次長、各課長
7	火	島原青年会議所新年会	18:00	シーサイド島原	教育長
12	日	杉谷地区青少協鬼火・ウォーキング	10:50	中尾川多目的広場	教育長
12	日	館野泉音楽活動60周年セレモニー	13:30	有明総合文化会館	教育長
15	水	まちひとしごと創生推進会議	10:00	有明総合文化会館	教育次長
17	金	令和2年度当初予算副市長査定	9:30	外港庁舎	教育次長
17	金	施政方針検討局議	午後	教育長室	教育長、教育次長、各課長
21	火	AIBO派犬受入れ式	10:00	島原城	教育長
21	火	内外情勢調査会1月支部懇談会	17:30	諫早市	課長
22	水	新年度当初予算市長査定～23日まで	終日	外港庁舎	
22	水	令和2年度当初予算に関する意見書提出	14:00	外港庁舎	教育委員、教育長、各課長
23	木	まちひとしごと創生本部幹事会	10:00	本庁4階会議室	課長
24	金	土曜会・議会合同年祝い	18:00	南風楼	教育長、教育次長、各課長
27	月	新年度施政方針第1回検討会	9:00	外港庁舎	教育長、教育次長
29	水	第2回入札監視委員会	14:00	外港庁舎	課長
30	木	第5回市勢振興計画策定委員会	10:00	外港庁舎	教育次長
31	金	2月定例教育委員会	13:30	有明庁舎1階相談室	教育委員、教育長、教育次長、各課長

教育委員会 2月定例会 報告事項

[1月]

(学校教育課)

日	曜日	報 告 事 項	内 容 並 び に 参 考 事 項		
3	金	島原市成人式	10:30	島原文化会館	教育委員、教育長、次長、平田、中村、森田、園田、小鉢、塩田
6	月	仕事始め式	8:30	本庁	教育長、次長、課長
6	月	消防出初式	9:20	島原文化会館	教育長、次長、課長
7	火	定例教育委員会	13:30	有明庁舎相談室	教育委員、教育長、次長、課長
8	水	あいさつ運動	7:30	市内各所	課長、平田、中村、森田、園田、小鉢
9	木	島原市学校給食用物資納入指定業者選考委員会	14:00	有明給食センター	平田
9	木	市町別第1回教育長ヒヤリング	11:20	県庁	教育長、課長
9	木	5歳児健診(9日、22日)	13:30	島原市保健センター	園田
10	金	定例校長会	9:30	杉谷公民館	教育長、課長、平田、中村、森田、園田、小鉢
15	水	定例教頭会	10:30	杉谷公民館	教育長、課長、平田、中村、森田、園田、小鉢
15	水	会計年度任用職員制度導入に係る説明会(第3回)	13:30	本庁	平田、中村
15	水	第2回島原市教育支援委員会	14:00	有明公民館	園田
17	金	女性活躍推進セミナー	15:00	外港庁舎	塩田
17	金	会計年度任用職員制度導入に係る非常勤職員向け説明会	17:30	本庁	平田
20	月	Jリーグ島原キャンプ歓迎セレモニー	12:00	シーサイド島原	教育長、次長、課長
20	月	服務規律推進委員会担当者会	14:00	長崎県勤労福祉会館	小鉢
21	火	幸田町発aibo(アイボ)派犬事業島原市受け入れ式	10:00	島原城	教育長、次長、課長
22	水	当初予算に関する要望書	13:30	外港庁舎	次長、課長
22	水	男女共同参画推進会議	13:30	外港庁舎	平田
22	水	教務主任会	14:00	杉谷公民館	小鉢
23	木	まち・ひと・しごと創生本部幹事会	10:00	本庁	平田
23	木	市町別第2回教育長ヒヤリング	13:00	県庁	教育長、課長
23	木	ケース会議	16:15	第二小	小鉢
24	金	島原半島三市校長研修会	13:00	ザ・マーキーズ	教育長、課長
24	金	市議会・土曜会合同年祝い	18:00	南風楼	教育長、平田、中村
25	土	市PTA連合会研修会	12:00	有明総合文化会館	教育長、課長、森田、園田
27	月	ふれあい給食	12:00	第三小	市長、教育委員、教育長、次長、課長、平田、中村、森田、園田、小鉢、塩田
28	火	胃がん検診	9:00	有明保健センター	課長、平田、中村、園田、小鉢
30	木	学力向上に係る学校訪問	11:00	高野小	森田
30	木	第一中研究指定中間指導	13:00	第一中	中村、小鉢
30	木	献立作成会	14:00	有明公民館	平田、塩田
31	金	復職訓練	9:00	湯江小	平田
31	金	定例教育委員会	13:30	有明庁舎	教育長、次長、課長

島原市教育委員会 2月定例会報告事項

【令和2年1月】

社会教育課

日	曜日	報告事項	内容並びに参考事項		
3	金	令和2年島原市成人式	13:30	島原文化会館	市長 教育委員会職員全員
8	水	朝のあいさつ運動	7:30	市内一円	課長、小山、森
9	木	補正予算ヒアリング	16:00	下折橋庁舎	課長、中村
14	火	全国・九州ブロック公民館大会兼九州ブロック社会教育研究大会	13:00	佐賀市	藤井、小山
15	水	市婦人会連絡協議会役員との協議	13:30	安中公民館	課長、藤井、松本指導員
15	水	会計年度任用職員制度説明会	13:30	本庁舎	小山
16	木	社会教育担当者会	9:30	壺丘公民館	課長、藤井、松本指導員
17	金	第4回島原市子ども読書活動推進計画策定委員会	13:30	島原図書館	課長、藤井、松本指導員
17	金	少年センター補導委員幹事会	18:30	くるみ	課長、藤井、入江指導監
16~17 (木~金)		会計年度任用職員制度説明会	17:30	本庁舎	社会教育課非常勤職員
22	水	男女共同参画庁内推進会議幹事会	13:30	外港庁舎	藤井
22	水	一般会計当初予算に関する意見書提出	14:00	外港庁舎	課長
23	木	まち・ひと・しごと創生本部幹事会	10:00	本庁舎	課長
25	土	島原市PTA連合会研修会	12:20	有明文化会館	教育長、課長、藤井
27	月	ふれあい給食	12:00	第三小学校	課長
31	金	島原城築城400年記念事業実行委員会 歴史・文化専門部会	10:00	森岳公民館	宇土、林田
※ 各地区にて高齢者学級5回（担当：野口）・女性学級7回開催（担当：松本）					

【付記事項】

6	月	消防出初式	9:10	島原文化会館	課長
12	日	白山地区鬼火	10:00	第三小運動場	教育長、大川
12	日	杉谷地区親子の集い（鬼火）・ふれあいウォーキング	10:50	中尾川河川敷	教育長、課長、芦塚
12	日	左手のピアニスト館野泉ピアノコンサート	14:00	有明文化会館	教育長
14	火	島原さつき会新年会	18:30	シーサイド島原	市長、教育長、課長
16~17 (木~金)		会計年度任用職員制度説明会	17:30	本庁舎	社会教育課非常勤職員
21	火	幸田町発aibo派犬受入式	10:00	島原城西の櫓前広場	教育長、次長、課長
24	金	森岳楽生会新年会	11:00	森岳公民館	市長、課長、湯田
24	金	森岳地区婦人会新年会	18:30	シーサイド島原	課長、藤井、湯田、松本指導員
25	土	島原文化連盟新年会	16:00	シーサイド島原	市長、次長、中村
29	水	島原市婦人会連絡協議会新年懇親会	18:30	シーサイド島原	教育長、課長、藤井、松本指導員

令和2年2月行事予定表

令和2年2月1日現在

太字ゴシック 教育委員出席予定

- ◎ 教育長出席
- 教育次長出席
- △ 関係課長出席

島原市教育委員会

日	曜	教 育 総 務 課	学 校 教 育 課	社 会 教 育 課	ス ポ ー ツ 課
1	土			市民文化講座「わが二束草鞋の人生」13:30 森岳公民館 △	
2	日				
3	月	第6回市勢振興計画策定委員会 9:30 森岳公民館○ 第2回新年度施政方針検討会 14:00 外港庁舎◎○		朝のあいさつ運動 7:30 市内一円 ◎○△	
4	火	人事評価教育長面談 午後 教育長室◎○△		島原半島文化賞審査会 10:00 島原文化会館 ◎△	
5	水	第3回施政方針検討会 13:30 外港庁舎◎○ まちひととこと創生本部会議 未定 外港庁舎◎○			
6	木	第4回都市教育長協議会 14:00 平戸市◎			
7	金	第4回都市教育長協議会 11:00まで 平戸市◎	定例校長会 9:30 杉谷公 ◎△	例規審査委員会 13:30 外港庁舎 △ 県下少年センター所長会 14:00 大村市 △	
8	土				
9	日				
10	月	職員採用試験合否判定会議 13:30 未定◎	島原・雲仙・南島原地区初任者研修第2回実施運営委員会 14:00 南有馬庁舎◎ 島原・雲仙・南島原地区中堅教諭等資質向上研修第2回実施運営委員会 14:45 南有馬庁舎◎	梅林俳句会 12:00 森岳公民館 ◎△	
11	火	建国記念の日			
12	水			白山公民館運営委員会 10:00 白山公民館 △	
13	木			例規審査委員会 13:30 外港庁舎 △ 少年センター少年補導委員会 19:30 森岳公民館 ◎△	
14	金		島原市特別支援学級合同お別れ会 9:45 有明総合文化会館◎	県社会教育主事等連絡協議会理事会 9:30 長崎市 △	
15	土		島原市雲仙市南島原市知的障害理解啓発研修 13:00 市福祉センター◎		
16	日				県下一周駅伝スターター 11:15 本庁舎 ◎
17	月		定例教頭会 10:30 三会公民館◎△	杉谷公民館運営委員会 10:00 杉谷公民館 △ 安中公民館運営委員会 19:00 安中公民館 △	
18	火			森岳公民館運営委員会 10:00 森岳公民館 △	生涯スポーツ委員会13:30県営球場△ 県民体育大会実行委員会15:00県営球場△
19	水		新しい評価の在り方に関する研修会 10:00 有明総合文化会館	社会教育担当者会 9:30 森岳公民館 △ 島原図書館協議会 14:00 島原図書館 △ 霊丘公民館運営委員会 19:00 霊丘公民館 △	
20	木		学校事務共同実施連絡協議会 ◎△15:00 有明公民館		
21	金	3月定例教育委員会 13:30 有明庁舎 ◎○△	地区別教育長会 10:00 ◎△ 有明文化会館	三会公民館運営委員会 10:00 三会公民館 △	
22	土	市庁舎落成式 未定 本庁舎 ◎			長崎県スポーツ推進委員大会 13:00有明総合文化会館 ◎○△
23	日				長崎県スポーツ推進委員大会 9:00 視察
24	月				
25	火	一般質問通告締め切り 午後		有明公民館運営委員会 10:00 有明公民館 △	
26	水	一般質問答弁検討会 終日 外港庁舎 ◎○△			
27	木	一般質問答弁検討会 終日 外港庁舎 ◎○△			
28	金	3月定例市議会開会日 10:00 議場 ◎○△			
29	土				